

令和7年度岩美町地域おこし協力隊募集 (就農者育成事業)

1. 目的

岩美町では、人口減少や少子高齢化が進む中、水稻栽培が盛んな農業分野において担い手や後継者の確保、育成など多くの課題を抱えています。

この課題の解消に向けて、都市地域の意欲のある人材を地域おこし協力隊として受け入れ、第三者継承などによる就農を見据えた活動に従事していただくことで、岩美町の農業の維持、振興に繋げていきたいと考えています。

そこで、水稻を中心とした栽培技術の習得、就農に向けた準備や販路の確保等に取り組み、任期終了後に就農を目指す移住者を地域おこし協力隊として募集します。

2. 募集人数 2名

3. 募集対象者の条件

- ①年齢・性別・学歴は不問
- ②区域の全部又は一部が、過疎、山村、離島、半島等の地域（条件不利地域）に該当しない市町村（政令指定都市の場合は、条件不利地域外であれば可）に在住しており、岩美町地域おこし協力隊員として採用後に、岩美町へ住民票を異動することができる方
- ③心身ともに健康で明るく、何事にも前向きに挑戦する意欲がある方
- ④地域住民、関係者と積極的にコミュニケーションをとることができ、地域活性化や農業振興に取り組む意欲のある方
- ⑤任期終了後に、岩美町で就農する意欲のある方
- ⑥普通自動車免許を取得している方（委嘱までに取得を予定している方を含む）
- ⑦Word、Excelなどの基本的なパソコン操作ができる方
- ⑧地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4. 勤務地 岩美町内（岩美町役場を拠点とし、農業者の下での活動が主体となります。）

5. 雇用形態及び期間

- ① 岩美町地域おこし協力隊として町長が委嘱し、一般職の会計年度任用職員として任用します。
- ② 委嘱期間は、委嘱日から令和8年3月31日までとし、年度毎に協議の上、最長で令和10年3月31日まで更新可能です。

ただし、地域おこし協力隊としてふさわしくない行為があったと判断した場合等については、雇用期間中であっても解雇することがあります。

6. 活動条件等

(1) 活動内容（現在、取組事例として考えているテーマ）

- ①水稻を中心とした農産物の生産に必要な知識・栽培技術の習得
- ②半農半Xの検討（農業を生活の基礎とし、閑散期を他業種活動）
- ③横尾棚田の継承活動
- ④スマート農業技術の調査・研究活動
- ⑤道の駅への町内産加工品原料（蒟蒻芋など）の栽培継承
- ⑥遊休農地の保全を兼ねた新たな農産物の栽培（有機・減農薬）

以上のテーマを参考に本人の希望や適正に応じて活動を決定します。

(2) 報酬

月額291,600円（賞与はありません。）

(3) 勤務日・勤務時間

- ・活動日数は、原則として週5日とします。
- ・活動時間は、原則として週35時間とします。

(4) 休暇

【有給】年次休暇（年間12日）、夏期休暇（2日）、忌引き、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、子の看護休暇、病気休暇（インフルエンザ等）、育児休暇ほか

【無給】短期介護休暇、病気休暇、介護休暇ほか

(5) 待遇及び福利厚生

- ① 岩美町内にある空き家もしくは民間賃貸住宅に居住される場合、賃借料について予算の範囲内で岩美町が負担します。

※賃借料は、月額61,000円（共益費、駐車場使用料込）を上限とし、超過分については個人負担とします。また、転居にかかる費用、光熱水費、その他の生活費は個人負担とします。

- ② 社会保険（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。

- ③ 活動に必要な経費は、予算の範囲内で町が負担します。

7. 応募方法及び受付期間

- (1) 応募方法 次の提出書類に必要事項を記入し、写真を貼付の上、役場農林水産課へ提出してください(郵送可)。 ※提出された書類は返却しません。

①応募用紙（町ホームページからダウンロード）※直筆

②自己PR用紙（町ホームページからダウンロード）

- (2) 受付期間 令和7年1月30日（木）～3月14日（金） 17時必着

8. 試験の日時、場所等

- (1) 試験日時 随時（原則、令和7年3月21日（金）までの平日。受験者が試験場所に来訪できる日程で事前調整します。）

- (2) 試験場所 岩美町役場（鳥取県岩美郡岩美町浦富675番地1）

- (3) 試験内容 面接による口述試験

- (4) 試験結果 令和7年3月中に通知します。

9. 応募先・問い合わせ先

岩美町役場農林水産課（担当：細田、松野）

所在地 〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富675-1

電話 0857-73-1562 FAX 0857-73-1590

電子メール nourin@iwami.gr.jp